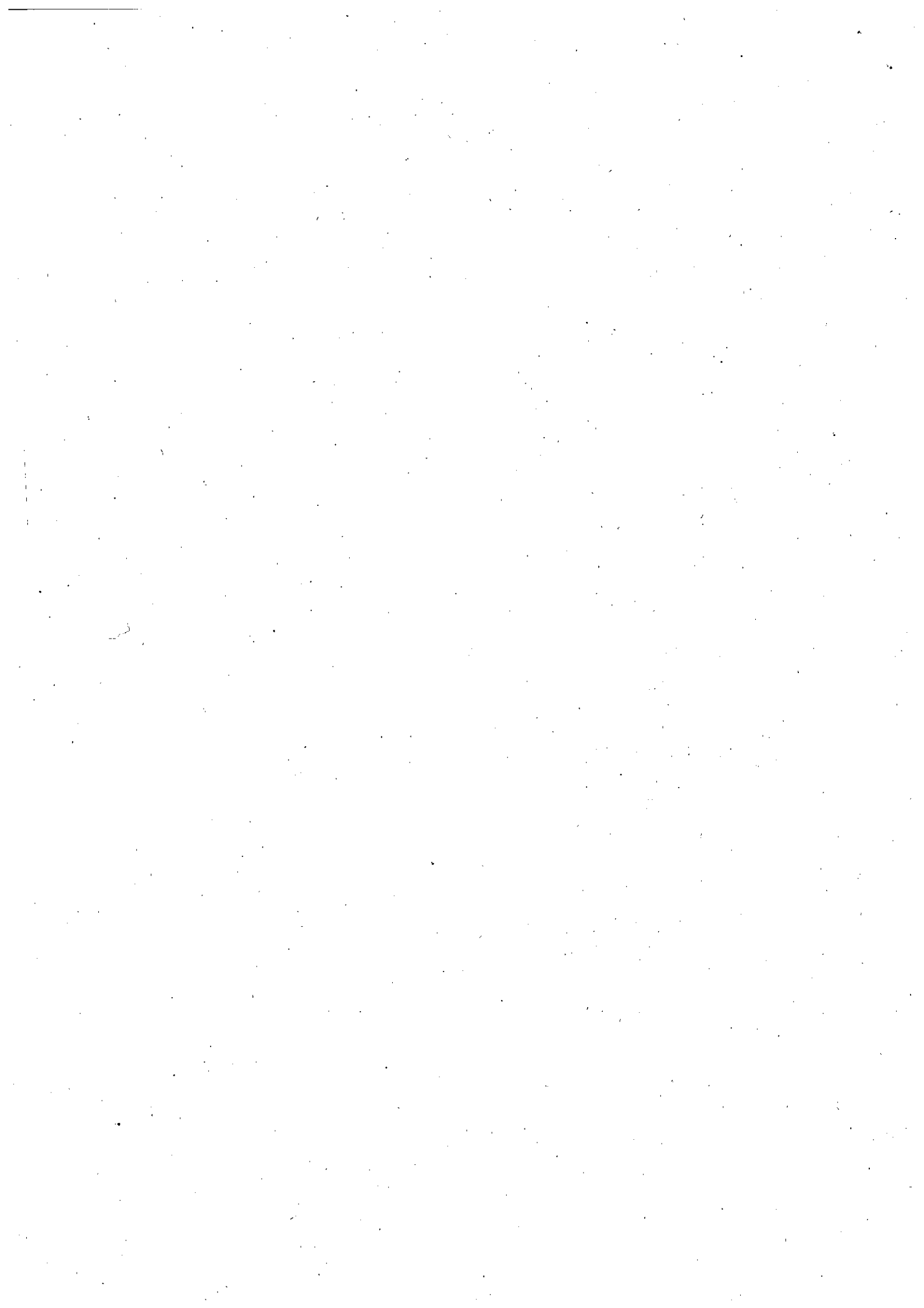


## 所管事項調査②

	ページ
1 令和3年4月の所掌事務の見直しについて .....	1
2 株式会社長崎高島水産センターの解散について .....	2～3
3 指定管理者の更新の方針について .....	4～7

水 産 農 林 部  
令 和 3 年 6 月



# 1 令和3年4月の所掌事務の見直しについて

## (1) 見直しの経緯及び内容

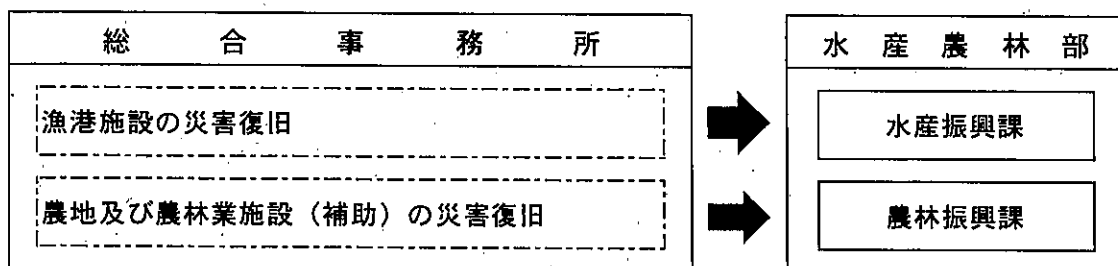
本市において、行政サテライト機能再編成から約3年半を経過し、住み慣れた地域を暮らしやすい場所とするため地域のまちづくり活動や福祉の支援など、生活に密着したものを身近な場所で行うことについて一定市民に定着してきた。

その一方で地域整備分野については、災害発生時の対応等の観点から見直しが必要な状況にあったことから、令和3年4月に所掌事務の見直しを行った。

### ア 災害発生時の体制強化（漁港施設及び農林業施設（農道・林道等））

災害発生時は、必要に応じた応急復旧を各総合事務所が行っているが、中央総合事務所については、さらに国及び県との連絡調整や補助事業の取りまとめを行っており、災害発生時の現場対応と併せて行う中で、対応の迅速性という点で見直しを図る必要があった。

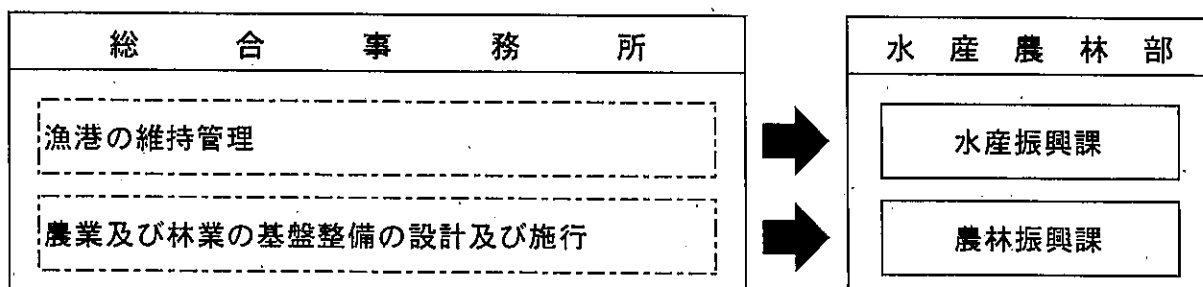
このことから、漁港、農道及び林道等に係る災害復旧については、総合事務所は現場の把握と応急復旧などを行い、全市的な情報集約と国や県との連絡調整、補助事業による災害復旧工事に係る一連の業務を水産農林部が行うこととした。



### イ 水産農林業における施設管理と事業活動の調整円滑化

漁港施設及び農林業施設（農道・林道等）の整備、維持管理に関しては、各地区の漁業協同組合や漁業者・農業者等の事業活動との調整が必要不可欠であることから、所管する所属が一体的に行うことができるよう、水産農林部において実施することとした。

なお、地域からの要望が総合事務所になされたときの初期対応や、農林道の維持補修は、各総合事務所において従来どおり対応するものとする。



## 2 株式会社長崎高島水産センターの解散について

### (1) 経過

水産センターについては、これまで、牧島、高島の2つの事業所を運営してきたが、現在の種苗需要に対して1つの施設で生産することが可能な状況にある中、2つの施設を運営していくことは市全体で経済的負担を抱え続けること、いずれの施設も修繕、改修が必要な状況にあるが、高島事業所は、施設の改修、燃料、出荷運搬がコスト高となること、魚類の生産に特化した施設であり甲殻類や貝類の生産に適していないことなどから、令和2年度末をもって高島事業所は運営を終え、令和3年度から水産センター機能については牧島へ集約を行っている。

これに伴い、高島事業所における業務を受託していた第三セクターである「株式会社長崎高島水産センター」については、その業務の大半が長崎市からの受託業務であるため会社の継続は困難であることから、令和2年度末をもって解散し、現在、清算の手続きを進めている。

### (2) 株式会社長崎高島水産センターについて

#### ア 会社の沿革

年 月	内 容
平成13年4月	旧高島町及び西彼南部漁業協同組合の共同出資により第三セクター方式による株式会社高島町種苗センターを設立
平成17年1月	長崎市と旧高島町の合併により名称を株式会社長崎高島種苗生産センターに変更
平成17年8月	名称を株式会社長崎高島水産センターに変更
令和3年3月末	株式会社長崎高島水産センター解散

#### イ 会社の概要

(ア) 資本金 10,000千円(200株)

(イ) 資本金の内訳 長崎市 6,000千円(120株)

株式会社長崎高島水産センター 4,000千円(80株)

(ウ) 役員(令和3年3月末まで)

	役職名	就任者
1	代表取締役	元長崎市職員
2	取締役	西彼南部漁業協同組合代表理事組合長
3	取締役	長崎市水産農林部長
4	監査役	長崎市水産農林政策課長

- (工) 従業員数 正規社員 2人(令和3年3月末まで)  
 (才) 清算人 元代表取締役(令和3年4月1日から)

ウ 生産業務における生産魚種、委託料決算額及び販売額

年度	生産魚種		委託料決算額 (千円)	販売額 (千円)
	高島	牧島		
平成30年度	ヒラメ・カサゴ種苗 ヒラメ成魚	ヒラメ・トラフグ シマアジ種苗	51,547	24,397
令和元年度	ヒラメ・カサゴ種苗 ヒラメ成魚	ヒラメ・トラフグ シマアジ種苗	52,088	32,880
令和2年度	ヒラメ・カサゴ種苗 ヒラメ成魚	ヒラメ・トラフグ シマアジ種苗	47,728 (見込み)	26,513

(3) 会社清算手続きの実施状況及び予定

時期	項目
令和3年2月18日	株主総会の特別決議による解散決議
令和3年3月31日	会社解散
令和3年4月1日	解散・清算人選任の登記
令和3年4月2日～2ヶ月	清算人による債権者保護手続きの公告・個別催告
令和3年5月25日	株主総会の開催(令和2年度決算承認)
令和3年7月	株主総会の開催(清算決議)
	清算人による残余財産の確定
令和3年8月	清算人による残余財産の分配
	税務署への清算確定申告書を提出後、清算終了

(4) 資産状況及び清算の見通し

令和2年度決算報告(令和3年3月31日)

- ・資産の部合計 20,553,499円
- ・負債の部合計 4,542,457円
- ・純資産の部合計 16,011,042円

清算人による債権者保護手続きの公告において、新たな債権の申し出なし。

今後、本資産をもとに、清算に要する経費の支出、出資の返還が行われ、残余の財産については株主(長崎市)に分配される予定。

### 3 指定管理者の更新の方針について

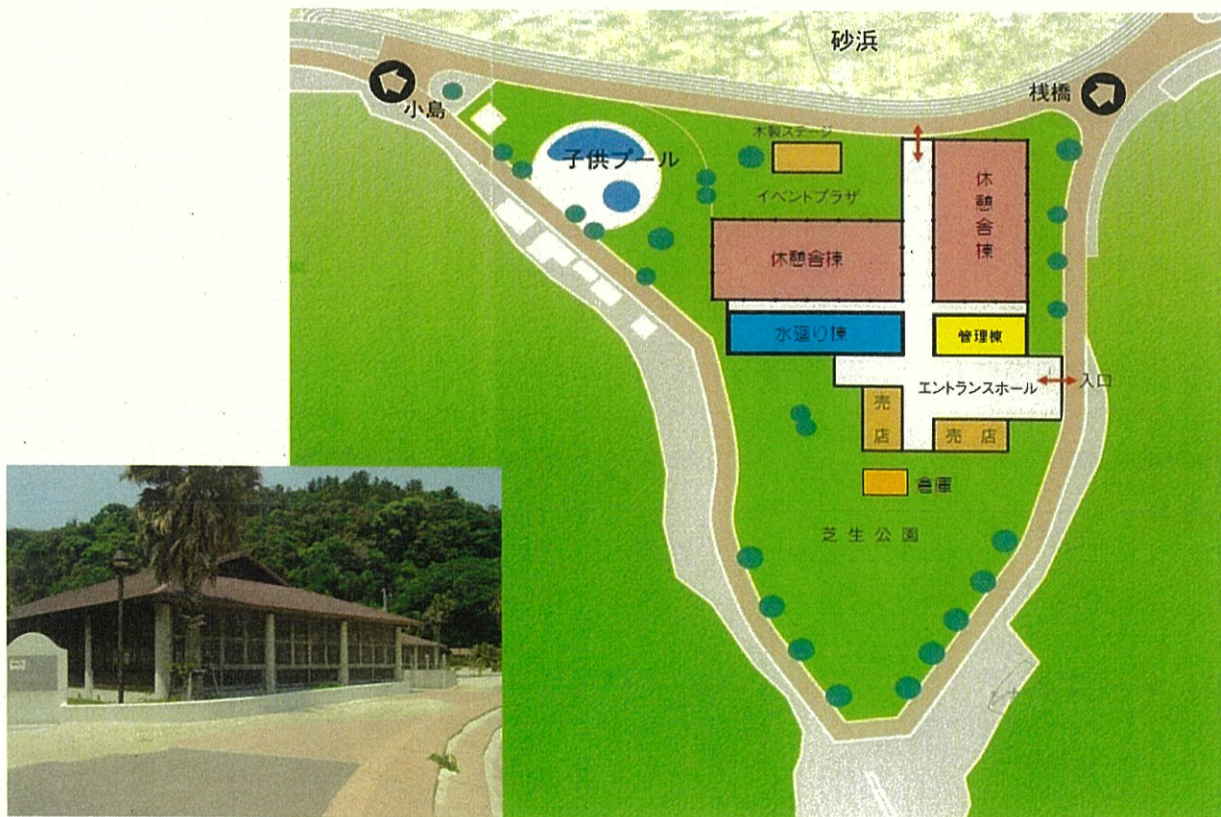
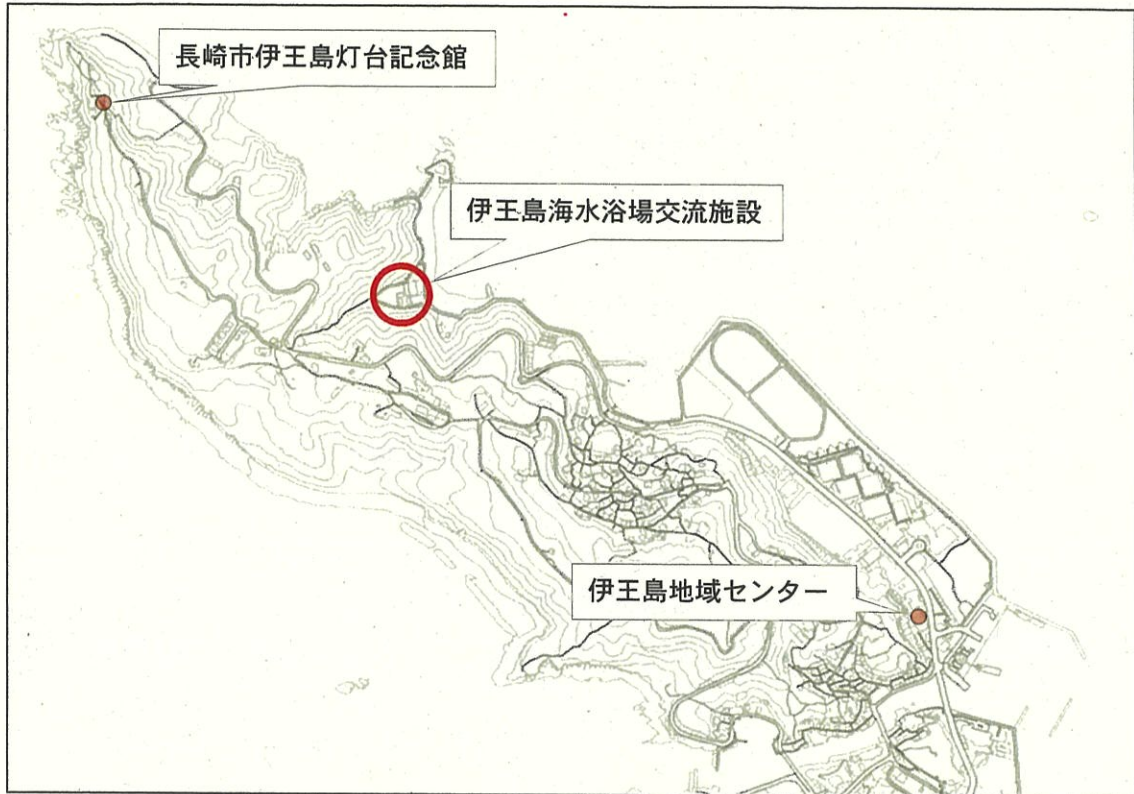
#### (1) 指定管理者制度導入施設一覧

選定方法	施設名	設置根拠 (条例)	現在の 指定管理者	指定期間	所管課
公募	長崎市体験の森	長崎市体験の森条例	(株)シンコー	令和2年4月1日から 令和7年3月31日まで	水産農林 政策課
	長崎市道の駅夕陽が丘 そとめ	長崎市道の駅夕陽が丘そとめ条例	そとめ「食」と「農」 の架け橋		
	長崎市野母崎高浜海岸 交流施設	長崎市野母崎高浜海岸交流施設条例	高浜スカイアンド シー	平成31年4月1日から 令和6年3月31日まで	
	長崎市伊王島海水浴場 交流施設	長崎市伊王島海水浴場交流施設条例	(株)KPGHOTEL&RESORT	平成29年4月1日から 令和4年3月31日まで	
非公募	長崎ペンギン水族館	長崎ペンギン水族館条例	(一財)長崎ロープウェイ・水族館	令和2年4月1日から 令和7年3月31日まで	
	たちばな漁港有料駐車場	長崎市漁港管理条例			
	飛島磯釣り公園	長崎市高島ふれあい海岸条例	西彼南部漁業協同組合		
	高島海水浴場		高島振興協同組合		
	高島ふれあいキャンプ場				
長崎市植木センター	長崎市植木センター条例	農事組合法人古賀植木園芸組合	平成29年4月1日から 令和4年3月31日まで		

## (2) 公募予定施設 (長崎市伊王島海水浴場交流施設)

### ア 施設の概要

#### (ア) 位置図及び平面図 (配置図)



- (イ) 名称 長崎市伊王島海水浴場交流施設  
 (ウ) 所在地 長崎市伊王島町1丁目2129番地  
 (エ) 設置年月日 平成12年7月1日 旧伊王島町により設置  
 平成17年1月4日 市町村合併により長崎市が承継  
 (オ) 設置目的 市民に海水浴の休息の場及び地域交流の場を提供し、もって市民の福祉の向上に資するため、長崎市伊王島海水浴場交流施設を設ける。

(カ) 主な施設内容

施設名	概 要
休憩舎 棟	木造平屋建 364㎡×2棟
水廻り 棟	鉄筋コンクリート造平屋建 167㎡
管理 棟	鉄筋コンクリート造平屋建 91㎡
売店 棟	鉄筋コンクリート造平屋建 58㎡×2棟
その他	プール2箇所、芝生公園

- (キ) 開館時間 (承認の基準) 午前9時から午後5時までの時間帯を基本とし、1日8時間以上とすること。  
 (ク) 休館日 (承認の基準) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの期間内であること。  
 (ケ) 利用料金 【施設利用料金】 大人：410円、高校生：200円  
 【温水シャワー】 100円  
 【コインロッカー】 大：300円、中：200円、小：100円

イ 指定管理者制度導入による効果の検証

(ア) 利用者の推移

(人)

年度	導入前 (H17年度)	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
利用人数	19,860	23,600	20,093	16,233	14,961	9,353

(イ) 指定管理委託料

(千円)

年度	導入前 (H17年度)	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度 (見込み)
金額	6,640	6,300	7,279	7,279	7,324	10,944

※修繕に係る委託料を除く

(ウ) 利用料金収入

(千円)

年度	導入前 (H17年度)	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度 (見込み)
金額	6,594	8,642	7,603	7,735	7,673	4,460



(エ) 主なサービス向上策

- a ホテルや温浴施設など周辺施設との連携による利用促進
- b 各種広告媒体を活用した広告宣伝活動の推進
- c 貸出グッズの充実

(オ) 評価

利用者の安全確保のため、業務従事者には心肺蘇生法、救急法の講習の受講させるほか、施設の定期清掃や水質検査、熱中症対策のための呼びかけなどの取組みがなされている。

また、伊王島の他観光施設と連携し、周遊を図るためのPRや、交流施設における休憩スペース充実を行う等、自主事業を積極的に行い、利用者サービスの向上に努めている。

以上のことから適正な管理運営と良好なサービスの提供がなされていると判断される。

ウ 次期指定管理者の選定方針について

- (ア) 現在の指定管理者 株式会社 KPG HOTEL & RESORT
- (イ) 現在の指定期間 平成29年4月1日から令和4年3月31日まで
- (ウ) 次期指定期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
- (エ) 選定方法 長崎市伊王島灯台記念館とのグループ化による公募
- (オ) 利用料金制 導入済
- (カ) その他 長崎市伊王島灯台記念館を併せた2施設を一体的に運営することで、他施設への周遊や利用者サービスの向上といった相乗効果が生まれ、事務手続きの効率化にもつながることから、2施設をグループ化して公募する。

エ 指定までのスケジュール

年月	市議会	内容
令和3年6月 令和3年7月 令和3年8月 令和3年9月	6月議会	・更新の方針の説明（所管事項調査） <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">指定管理者公募</div> ↓ ・公募締切
令和3年11月	11月議会	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">審査（指定管理者候補者選定審査会）</div> ・審査及び候補団体の決定 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">指定管理者の指定</div> ・指定議案審査 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">債務負担行為の設定</div> ・補正予算議案審査

